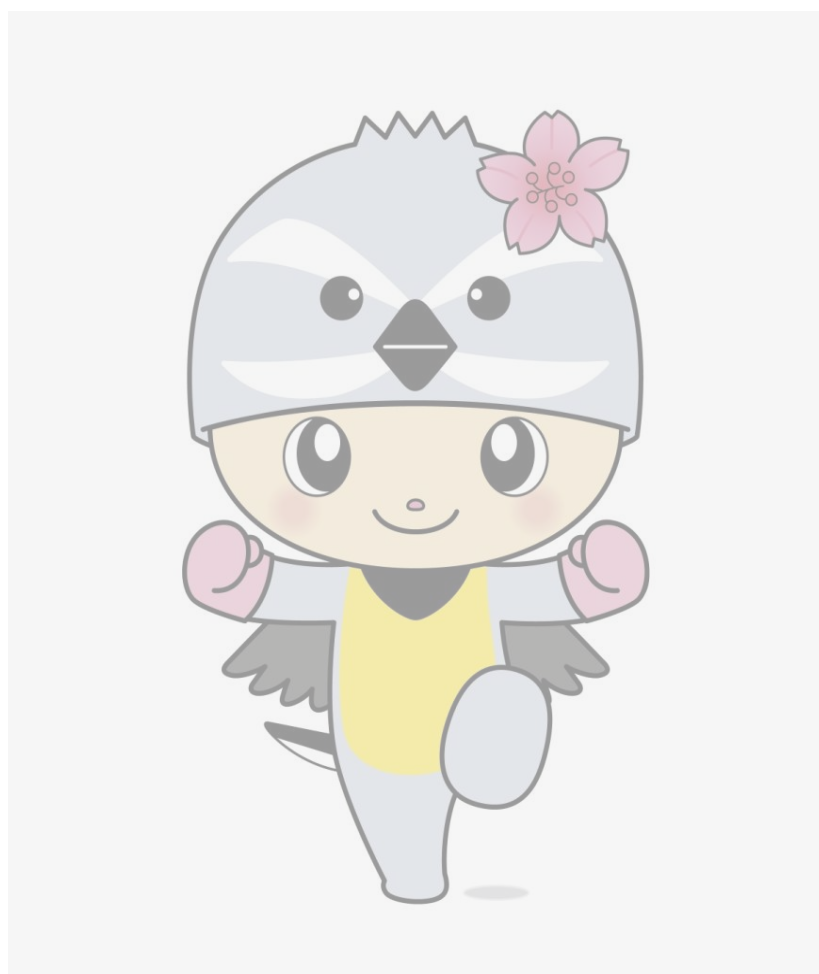


富岡町マスコットキャラクター とみっぴー

デザイン使用ガイドライン（第3版）



平成29年
福島県富岡町

CONTENTS

01

はじめに

02

富岡町マスコットキャラクター
「とみっぴー」の誕生

03

申請手続きについて

04

デザイン

05

お問い合わせ

① はじめに

このガイドラインは、「富岡町マスコットキャラクター『とみっぴー』デザイン使用取扱要綱」（富岡町告示2号）に基づき、「とみっぴー」のデザイン使用に際して踏まえるべき趣旨・使用方法への理解を助け、適切な使用を促すためにまとめたものです。

「とみっぴー」は、子どもから大人まで幅広い世代に親しまれるキャラクターを目指し誕生しました。愛くるしい見た目で人々を癒やし、様々な場面に登場して古里と人とをつなげます。

一方で、富岡町の実態、町民の実情というある意味難しい発信にも挑戦する新しい形のキャラクターへの進化も期待されます。

「とみっぴー」が多くの方々に親しまれ、愛していただけのキャラクターに成長していくために、積極的なご活用を願っています。

なお、デザイン使用を申請する際は、「富岡町マスコットキャラクター『とみっぴー』デザイン使用取扱要綱」を熟読の上、申請書は過不足なく記して提出ください。

② 富岡町マスコットキャラクター 「とみっぴー」の誕生



ストーリー

遠い昔から大倉山には、セキレイの妖精が住んでいました。
妖精は、自然豊かな町とそこで暮らす人々が大好きでした。
桜の季節やお祭りの時などは、山の上からまれに町へ降りてくることもありました。
子どもたちがほおぼるワタアメを羨ましく眺めたり、祭りでは、「センドウ、センドウ」と山間に轟く勇ましい男たちの声に心躍り、森の友達と真似をしたりして遊んでいました。
とってもシャイな妖精は人々に見つかることはありませんでした。
ところがある日…麓の町の灯りが消え、人々の声が消えてしまいました。
妖精はとても淋しくなりました。今までで一番悲しいことでした。
そこで、町の灯りを取り戻すため、小さな翼で散り散りになった町の人々に会いに行くことを決めたのです。もう、シャイなんて関係ありません。皆に会いに行くためには…

プロフィール

愛称の由来	富岡町の想いを全国に発信し、元気にどこへでも飛んで行くキャラクターなので、富岡町の幸せ(ハッピー)を願う想いを込めて、親しみやすく可愛らしい名前になりました。
デザインのモチーフ	富岡町の鳥「セキレイ」
生年月日	10月3日 PM(午後)
年齢	不詳
性別	なし(妖精なので)
性格	シャイ、寂しがりや、頑張りや、聞き上手
趣味	歴史・文化を学ぶこと、富岡町のみんなと遊ぶこと
好きな食べ物	ワタアメ
将来の夢	富岡町に再び灯りと人々のつながりを取り戻すこと
チャームポイント	どこへでも飛んで行ける羽、何か言いたそうな口ばし
生まれたところ	大倉山
出没するところ	富岡町民が集まる場所

③申請手続きについて その1

< 注意事項 >

- デザイン使用料は無料です。
- とみっぴーのデザインは、申請書に記載の電子メールアドレスに電子データでお送りします。
- 使用方法を審査しますので、使用案を申請書類に添付して下さい。
- 学校等が教育の目的に使用する場合や報道機関が報道目的に使用する場合、公的機関が利用する場合、とみっぴーが参加するイベントの主催者がイベント等のPRの目的に使用する場合などは使用概要の提出などで申請を省略できます。
- 機関誌、広報誌等の発行物にデザインを使用する場合の最大期間は1年間とし、それ以降も使用を希望する場合は同じデザインであっても再度申請していただきます。
- 商品、景品・ノベルティグッズ、書籍等に関しては、申請していただく製作期間の上限を最大2年間とします。許諾を受けた期間内であっても、製作数量が変わる場合は変更申請して下さい。

< 申請に必要な書類 >

- 使用申請書（様式第1号）
- 使用者（企業や団体）の概要が分かる資料
※個人の場合は自動車運転免許証などの身分証明書
- 役員名簿
※個人の場合は不要
- 使用例（見本・レイアウト・スケッチ・原稿等）
- 食品類の場合のみ保健所の許可証

< 申請の流れ >



③申請手続きについて その2

< 申請の提出先 >

- 使用申請書に必要資料を添えて下記まで郵送または持参下さい。

〒963-0201

郡山市大槻町字西ノ宮48-5

富岡町役場産業振興課 商工係

< とみっぴーの名称表記 >

- デザイン使用の際は、以下の要領で名称を表記して下さい。

- ・ 富岡町マスコットキャラクター「とみっぴー」
- ・ とみっぴー
- ・ TOMIPPY
- ・ tomippy

例)



富岡町マスコットキャラクター「とみっぴー」



TOMIPPY

©富岡町

- ・ できるだけ町名あるいはキャラクター名を表記してください。
- ・ 名称とイラストが符合するように表記して下さい。
- ・ イラストと文字は重ならないようにレイアウトして下さい。
- ・ 商品の性質上、名称併記が難しい場合には、タグやパッケージ等に表記して下さい。

< 承諾できない場合 >






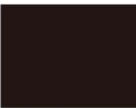



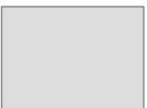


- 富岡町の信用又は品位を傷つけかねないと判断した場合
- とみっぴーのイメージを損ねかねないと判断した場合
- 法令及び公序良俗に反すると判断した場合
- 特定の企業・団体・個人等を支援・公認しているなどの誤解が生じると判断した場合
- その他、要綱やガイドラインに基づく富岡町の修正指示等に応じない場合

④デザイン 使用

キャラクターイメージを保つためにカラーシステムを設定しております。
色の指定ができない場合には、可能な限り指定の色に合わせるよう最大限の調整をお願いします。

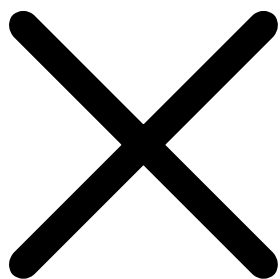


◆カラーシステム

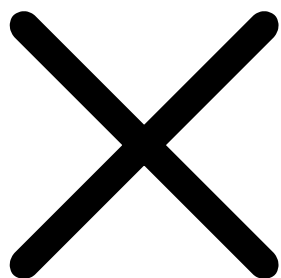
カラー						
プロセスカラー	C 15 M 5 Y 0 K 15	C 0 M 60 Y 10 K 0	C 0 M 15 Y 30 K 0	C 0 M 10 Y 90 K 0	C 0 M 0 Y 0 K 85	C 1 M 1 Y 1 K 100
大日本インキ	DIC-650	DIC-266	DIC-2039	DIC-57		
東洋インキ	CF 0704	CF 0704	CF 0704	CF 0704		
モノクロ						
	K 40	K 55	K 0	K 20	K 80	K 100

④デザイン 禁止事項

<縮尺の変更、不自然なデザインの切り取り>



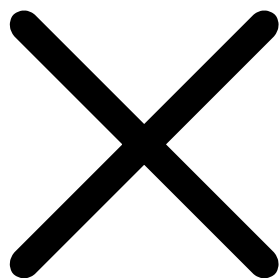
<表情の変更>



<社名・団体名をデザインに重ねる>

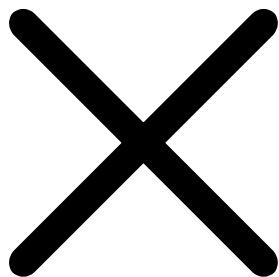
<商品を身につけさせる>

<商品を手を持たせる>

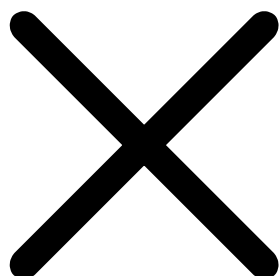


④デザイン 禁止事項

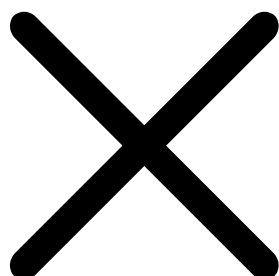
<イラスト回転、逆さまでの使用>



<イラストを重ねて使用>



<色の変更>



<その他>

町が不相当と判断する一切のデザイン

④デザインパターンその1



基本パターン01



基本パターン02



基本パターン03



基本パターン04



おすまし



指さし



案内



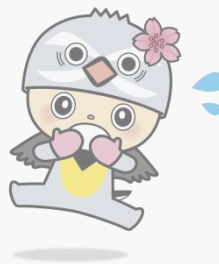
指あげ



おじぎ



ハテナ



びっくり



ダメ



バンザイ



体操



座る



飛ぶ

※各イラストはサンプル用に加工を施してあります。

④デザインパターンその2



走る①



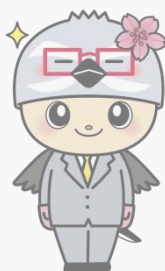
走る②



パソコン



書く



スーツ



車いす



医者



手洗い



工事



投票



ゴミ拾い



消防団



消火



ゴルフ



バドミントン

④デザインパターンその3



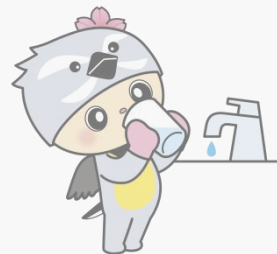
野球



サッカー



テニス



水を飲む



飲む



ご飯



音楽



電話



電卓



魚



雨



ハイキング



歩く



火祭り



旗

④デザインパターンその4



稲



カメラ



発掘



祭り



看板1



看板2

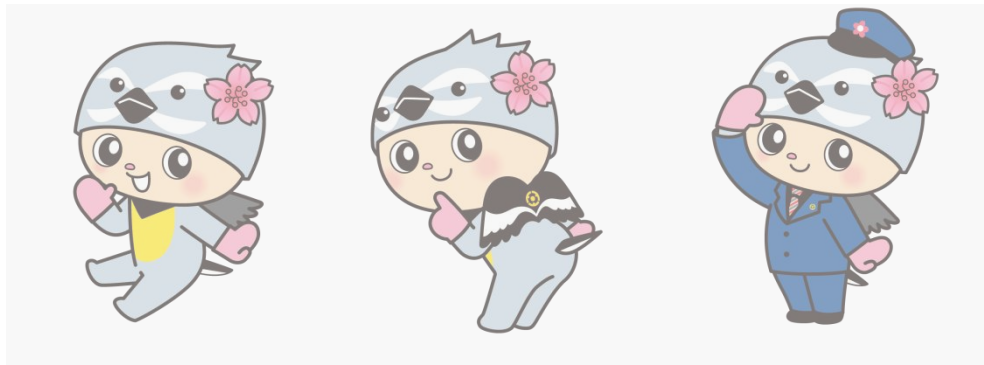


ろうそく岩



さくら

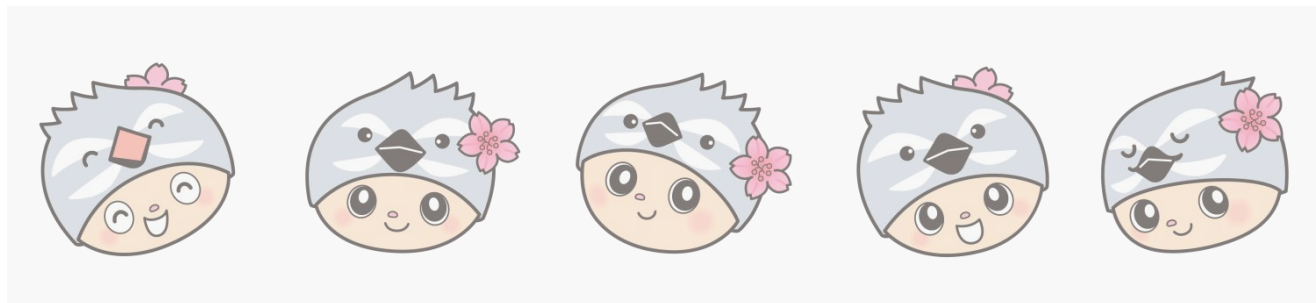
④デザインパターンその5



ささやき

振り向き

敬礼



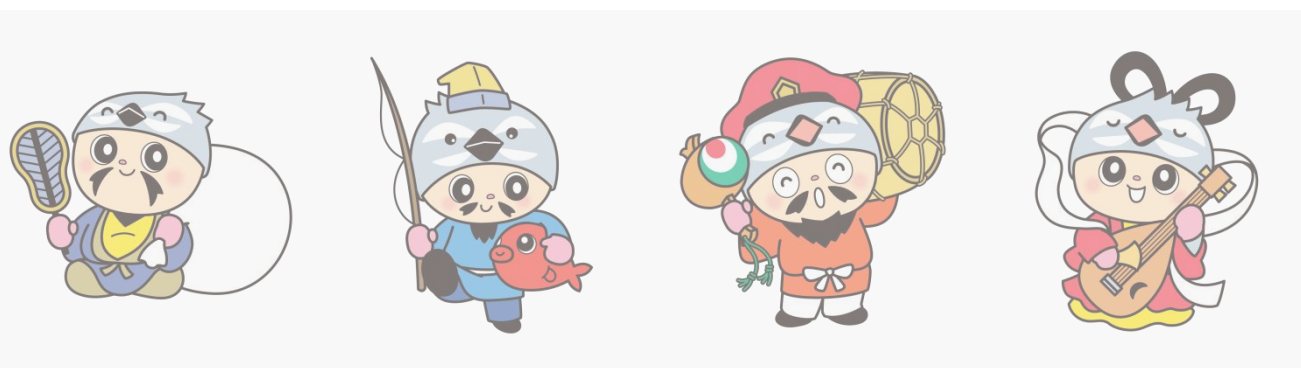
顔-1

顔-2

顔-3

顔-4

顔-5

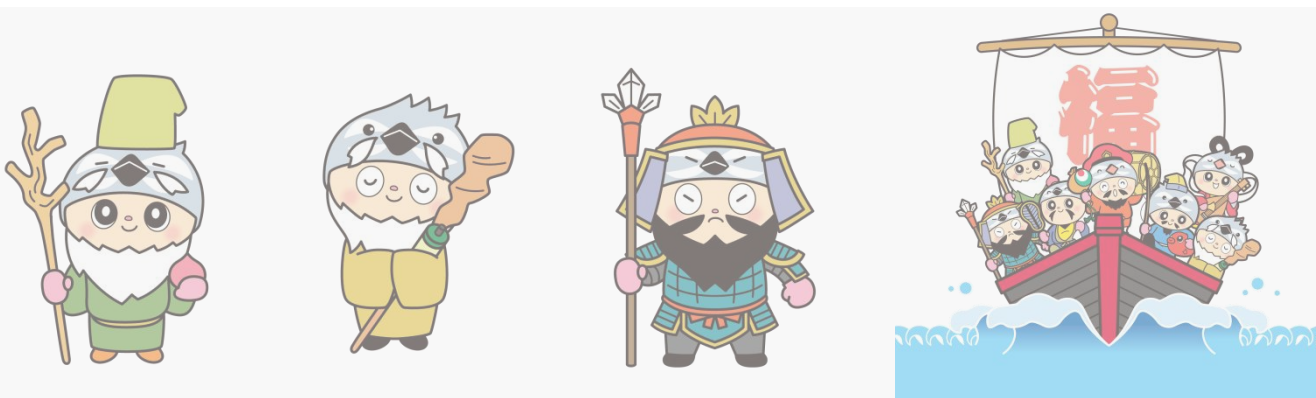


布袋尊

恵比寿

大黒天

弁財天



寿老人

福祿寿

毘沙門天

宝船

⑤お問い合わせ

富岡町

〒979-1192

福島県富岡町大字本岡字王塚622-1

富岡町役場産業振興課 商工係

電話番号 0240-22-9009

FAX 0240-22-0899

E-Mail tom0600-001@tomioka-town.jp



富岡町マスコットキャラクター
「とみっぴー」の使用に係る著作権等の
権利は富岡町に帰属します。
このガイドラインは不定期に更新するこ
とがあります。